

# 会 員 規 約（令和元年改訂版 新会員規約 2019.07）

## 第 1 条（本会員規約の範囲）

本規約は、日本セラプレイ協会（以下本協会とする）の定款に定める会員となった法人、団体または個人に適用する。

## 第 2 条（会員）

【1】本協会の目的に賛同し指定する手続きに基づき、本規約を承認の上入会した方を会員とする。本協会の会員は、次の通りとする。

~~(1) 正会員——本協会の目的に賛同して、積極的な協力をしてくださる個人~~

(2) (1) 一般会員 本協会の目的に賛同する個人当協会の目的に賛同してくださる個人

(3) (2) 賛助会員 本協会に賛助・応援・寄付してくださる個人及び団体

【2】本協会の会員として登録されても、訓練生登録はされない。訓練生になるためには別途申請手続きが必要である。

（訓練生とは、本協会に~~正会員もしくは~~一般会員として所属し、協会が定める訓練生登録の申請書を受理された者）

【3】賛助会員として入会したものが、年度途中で訓練生登録を希望する場合、年会費の差額を支払い、会員種別を変更し訓練生登録を申請することができる。

※2019年7月時点、訓練生と会員の直接的な関連性はないが、【2】の様に訓練生は議決権のある一般会員として所属することが望ましい。

## 第 3 条（入会申込）

会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。会費の納入をもって~~正会員~~、一般会員又は賛助会員となる。

ただし、以下の行為が認められた場合、入会の承認が得られないことがある。

(1) 入会申込書に、虚偽の記載等不備があった場合

(2) 過去に会員資格の喪失があった場合

(3) その他、本協会が会員と認めることを不相当と判断した場合

## 第 4 条（会費）

【1】会員は次の各号の定めるところにより会費を納入する。

~~正会員（個人）20,000 円~~

(1) 年会費 一般会員（個人）10,000 円

(2) 賛助会員（個人）5,000 円

【2】加入申込み後一週間以内に、入会案内に記載のみずほの銀行口座まで送金するものとする。

【3】途中入会の場合も年間費を全額支払うものとする。

## 第 5 条（会費の払い戻し）

会員が納入した会費については、その理由の如何を問わず、払い戻しを行わない。

## 第 6 条（会費の納期）

会費の納入は、年 1 回とし、毎年 6 月末日までに納入しなければならない。ただし、新規会員は、入会時に納入するものとする。

## 第7条(期間)

会員資格の有効期間は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。但し、途中入会を認めるものとする。

※6月29日に入金確認した場合も、会費有効期限は6月30日までのため、有効期限は1日となる。

## 第8条(会員の特典)

本協会の会員には、以下の特典を付与するものとする。

- (1) 本協会の発行するニュースレターや研修セミナー情報などの送付

※一般会員には、議決権があり、賛助会員にはないため、総会に出席することが出来るのは一般会員のみとなる。

## 第9条(会員の義務)

本協会の会員は、以下の事項を守るものとする。

- (1) 会員外に対して公開してはならない重要事項、機密保持事項に関しては一切他に漏洩してはならない。
- (2) 本協会の提供する研修、セミナー等で共有されたあらゆる個人情報に関しては一切他に漏洩してはならない。
- (3) 法令、各専門領域の倫理、本協会の規程等を遵守し、他に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。
- (4) 本協会主催の研修会、セミナー等においては、セラプレイが大切にされるふれあいや身体接触を行うに当たり、個人の人格や尊厳を傷つけないなど倫理観を持って参加すること。
- (5) 日本国内において「セラプレイ」の名で実践活動をしたいものは、訓練課程を経て本協会および国際本部にセラプレイセラピストとして認定されなければならない。
- (6) 本協会の許可(理事会の許可)なく、個人でセラプレイに関する授業、学会発表、論文掲載を行ってはならない。
- (7) 本協会の許可(理事会の許可)を得てセラプレイやセラプレイ的遊びの紹介を行う場合であっても、出典および協会との関係性を明示しなければならない。自分の会員種別やスーパービジョンを受けながら実践する必要がある訓練生など、自分の立場を明確にし、説明しなければならない。
- (8) セラプレイに関する勉強会は、現在協会が許可している各地域のチームに所属してのみ行うことができる。新しいチームを結成し勉強会を始めることを希望するものは本協会にその旨を申し出ること。
- (9) 本協会主催の研修、セミナー、懇親会等に参加する場合、申込書に虚偽や不備なく明確に記入し、締切期日までに申込みを行い入金すること。原則的に当日申し込みはできない。
- (10) 会員は名称又は住所等会員登録情報に変更が生じた場合には、速やかに本協会に届け出ること。

## 第10条(任意退会)

会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

## 第11条(会員資格の喪失)

【1】 会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して2年以上されなかったとき。
- (2) 総正一般会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、失踪宣告を受け、又は解散若しくは破産手続開始決定を受けたとき。
- (4) 当該会員が、成年被後見人又は被保佐人となったとき。
- (5) 退会を申し出たとき。
- (6) 第12条の定めによって除名されたとき。
- (7) 本協会の名誉・信用等を失墜させる行為があったと、本協会が認めたとき。
- (8) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき。
- (9) 会員資格及びそれに伴う権利を、第三者に譲渡または貸与したとき。
- (10) 暴力団等反社会的勢力(以下総称して「反社会的勢力」という)であることまたは過去に反社会的勢力であった

こともしくはそれらと関係があると判明したとき。

【2】 前項(7)から(10)の行為により本協会に損害が発生した場合、本協会が当該会員によって被った損害の賠償を当該会員に請求することができる。

#### 第 12 条(除名)

会員が次の各号の一つに該当する場合は、総会の議決をもって除名することができる。

- (1) 定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

#### 第 13 条(会員の権利喪失)

- 【1】 会員が前2条の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。
- 【2】 本協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。
- 【3】 資格喪失後、本協会が所有する私的財産等の使用その他これに類似する行為を禁止する。
- 【4】 会員資格を喪失することで、認定セラプレイセラピスト(スペシャリスト他全て)の資格も失う。

#### 第 14 条(登録商標)

「日本セラプレイ協会」と協会ロゴは本協会の登録商標である。また、「Theraplay<sup>®</sup>」は The Theraplay<sup>®</sup> Institute(セラプレイ国際本部)の登録商標である。名義やロゴを使用する場合は、必ず本協会に事前に連絡し許可を得ること。

#### 第 15 条(情報の二次利用)

本協会が提供する教材や、特典によって提供される情報を、複製、無断転載、転用、流用等、著作権法に違反して使用することを固く禁止する。

#### 第 16 条(個人情報)

本協会は、会員の個人情報を含む登録情報については、本人の同意を得ずに第三者に開示しないものとする。

#### 第 17 条(規約の追加・変更)

本協会は、総会の決議により、特典の内容および会費を含め本規約の全部または一部を追加・変更することができる。

#### 第 18 条(免責および損害賠償)

- 【1】 天災地変、戦争、暴動内乱、その他不可抗力、法令の改廃制定、輸送機関の事故等によりやむを得ず会員サービスを変更、中止または一時停止せざるをえなかった場合、本協会は一切責任を負わないものとする。
- 【2】 会員は、第 15 条を無視し、本協会が提供する教材、特典等の情報を自らの判断によりその利用の採否を決定するものとし、これらに起因して生じるいかなる損害に対しても、本協会は一切の責任を負わないものとする。
- 【3】 会員間の紛争は、当該会員間で処理するものとし、本協会は一切責任を負わないものとする。
- 【4】 会員と第三者との紛争、消費者クレームが発生した場合には、会員の自己責任とし、本協会は一切責任を負わないものとする。
- 【5】 本規約に違反した会員に対しての会員資格の取り消し等の措置によって生じた、いかなる損害に対しても一切責任を負わないものとする。
- 【6】 万が一、本協会が会員に対して損害賠償を負う場合、その額は会員が払う年会費の額を超えないものとする。
- 【7】 会員が会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

平成 26 年 4 月 1 日制定

令和元年 8 月 5 日改定